

取扱区分：「公開」

令和3年第4回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年4月9日（金）10時20分

於：周南市役所 5階 委員会室3

令和3年第4回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和3年4月9日(金) 午前10時20分～11時18分

2 場所 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者等

(1) 出席委員 15人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第7番	田 中 榮 作
第10番	林 俊 一	第11番	原 田 雅 之
第12番	弘 中 壽	第13番	藤 井 孝
第14番	藤 原 典 子	第15番	松 田 孝 行
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 3人

第6番	高 橋 恵	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸		

(3) 事務局職員 5人

局 長	山 本 尚 秀	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ
書 記	和 田 智 幸		

(4) 関係部署職員 5人

産業振興部	部 長	山 本 敏 明
産業振興部農林課	課 長	長 畠 和 彦
産業振興部農林課	課長補佐 (農政、6次産業化・地産地消担当)	菅 田 浩 司
産業振興部農林課	農林整備担当係長	坂 折 英 俊

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第12号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第13号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第14号	農地法第3条第1項に規定する許可を要する農地等に係る 買受適格証明について	1件
議案第15号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件
議案第16号	令和3年度周南市農業委員会事業計画の策定について	1件

第3 報告事項

報告第17号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出に ついて	5件
報告第18号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出につ いて	1件
報告第19号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出につ いて	11件
報告第20号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規 定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外とし ての届出について	2件
報告第21号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告 について	6件
報告第22号	現況が農地でないことの証明について	10件
報告第23号	贈与税の納税の猶予に関する適格者証明について	1件
報告第24号	相続税の納税の猶予に関する適格者証明について	4件
報告第25号	周南市内の農地賃借料情報について	1件
報告第26号	令和3年度周南市農業委員会予算について	1件

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、4月1日付けの人事異動について、ご報告いたします。

【人事異動報告】

【新任の挨拶】

それでは、次長の杉岡、主査の和田から、それぞれご挨拶申し上げます。

杉岡事務局次長

【新任の挨拶】

和田主査

【新任の挨拶】

山本事務局長

次に、産業振興部の職員をご紹介します。

初めに、山本産業振興部長より、ご挨拶いただきます。

山本産業振興部長

【挨拶】

山本事務局長

ありがとうございました。

山本部長は、ここで退席となります。

引き続き、長畠農林課長より、農林課職員の紹介と令和3年度の農林課予算の概要につきまして、ご説明いただきます。

長畠農林課長

【挨拶・職員紹介】

菅田課長補佐

【挨拶】

坂折担当係長

【挨拶】

藤野担当主査

【挨拶】

長畠農林課長

【令和3年度農林課予算の概要の説明】

山本事務局長

ありがとうございました。

農林課の職員も、ここで退席となります。

山本事務局長

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中15人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第6番 高橋 恵 委員、第8番 歳光 時正 委員及び第9番 野村 邦幸 委員の3人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

開会（午前10時20分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第4回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第2番 有馬 俊雅 委員、第13番 藤井 孝 委員、のご両名をお願いをいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

1ページの議案第12号、番号1番です。

申請人は、記載のとおりで、高齢となり、今後耕作する予定もないことから、クヌギ25本を植林し、今後管理するものです。

申請地は、向道支所から北東へ約530メートルに位置し、所在、地

目、地積は、記載のとおりで、公図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番 秋貞委員

1番、秋貞でございます。

議案第12号1番についてご報告いたします。

申請地につきましては、去る3月25日に事務局3名とともに申請人と一緒に現地を確認して参りました。

田となっている現地は、すでに長い間果樹などを植えられるなどされており、自宅のすぐ裏となる申請地ですが、草刈りなどはされて守ってこられましたが、申請人も高齢となり、保全が難しくなったそうです。

そこで、クヌギなどの植林により、離れて住む家族と共に荒廃を守っていきたいとのことでした。

山に接した土地ですので、植林されていた方が維持しやすいかと思われ

ます。

以上、ご検討ください。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第12号の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第12号は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

2ページから3ページの議案第13号は、1議案8件です。

番号1番をご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良い申請地を購入し、パネル設置面積2,535.14平方メートル、パネル枚数1,260枚を設置するもので、発電出力は249.9キロワットです。

譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、現在、耕作が困難となり、今後管理することができないため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、土地の有効活用を図ろうとするものです。

申請地は、熊毛総合支所から北東へ約2.1キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番 笠井委員

17番の笠井です。

第1番について、去る3月23日、事務局と一緒に現地の確認調査をし、申請人とは電話にて意思確認いたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明の通りで間違いありま

せん。

申請地は以前の総会で議案説明した熊毛地区において豪雨災害で土石流を受け、女性1名の方が亡くなられた場所から下流に約4、500メートル下った、以前の議案で太陽光発電設備を設置した場所の市道を挟んだ向かい側の農地です。この集落は中山間地域で豪雨災害を受け、3家族の方が移住し、他の住民の方も高齢で限界集落となっています。また、サル、イノシシの被害も多く、農地もほとんど休耕となっています。

譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、高齢である事と、家族がいない事から耕作が困難となり、今後、管理することが出来ない為、譲渡を決めたとの事です。

譲受人は、売電事業を営む売電業者です。当該土地は、南向きで日当たりも良く、太陽光パネル発電としては最も適した土地であり、周辺に住宅もなく、他の農地に与える影響もないことから、譲り受けることとしたとのことです。

太陽光パネル1,260枚設置し、249.9キロワットの発電設備です。

提出書類も完備し、問題ないと思われます。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第13号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第13号、番号1番は、許可と決定いたします。

議長 (山下会長)

続きまして、議案第13号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番をご説明いたします。

申請人は親子関係で、父親の所有する土地に農家住宅を建てるため申請書が提出されたものです。

申請地は、熊毛総合支所から南東へ約2.1キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

公図、土地利用計画図、配置図、建物求積図、立面図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当いたします。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番 原田委員

11番の原田です。

議案第13号2番について補足説明いたします。

去る3月23日に現地確認及び申請人と意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は熊毛インターの近くで、現状は耕作がされていないものの、管理された状態でした。

貸付人の話では、数年前の豪雨の際、冠水直前となって、その後、農地改良で周辺農地との境に擁壁を設置し、嵩上げを行っているとのことですが、この農地は土地も悪く畑作をしたもののなかなか良い結果が得られないということでした。この度息子夫婦が新居を建てるということとなって実家近くに土地を探していたので、申請地を貸すとのことでした。

借受人家族は現在アパートに居住しているのですが子供が生まれ、実家

近くに住居を建てたいと考え申請地を借り受けるとの事でした。

事業計画書、立面図、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました
が、東側隣接農地から7メートル間隔をとっており、日当たりは影響な
いと考えます。

他周辺は住居、貸付人所有農地、公道で、雨水は農業用水路への放流で
すが、汚水の流入はありません。家庭用雑排水は公共下水道への排水とい
うことで、周辺農地への影響は無いと考えます。また市道との接続です
が、担当部局と協議が進行中で、許可が得られる見込みとの事です。

息子夫婦が、孫と一緒に近くに住むということは貸付人にとっても大変
喜ばしいことと考えます。

問題ないと考えますのでご審議の程よろしく申し上げます

ありがとうございました。

ただ今の議案第13号、番号2番の案件について質疑を行います。
ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第13号、番号2番は、許可と決定いたし
ます。

続きまして、議案第13号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

番号3番をご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、駐車場等へ転用しようとするものです。

譲渡人は、相続で取得後も耕作しておらず、耕作目的での譲渡をあたっ
たところ、見つからなかったため、空き家と共に有効利用してくれる譲受
人に譲り渡すものです。

議長 (山下会長)

杉岡事務局次長

譲受人は、中古住宅を購入するにあたり、家族4人分の駐車場を確保するため、また、自身が経営する自動車整備工場が手狭のため、資材置場や作業場などに活用するため、譲り受けるものです。

申請地は、熊毛総合支所から北東へ約1.3キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当いたします。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番 笠井委員

17番の笠井です。

第3番について、去る3月23日に事務局と一緒に現地の確認調査をし、申請人とは後日会って意思確認いたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明の通りで間違いありませんので省略します。

申請地は県道とJR岩徳線との間に位置し、住宅の裏側に位置しております。住宅の間の通路を入った裏側で、現況は黒マルチが全面敷いてあって管理されてました。

申請地は譲渡人の両親が隣接する中古住宅において食料品店を営んでいましたが、両親が亡くなり、住宅も空家となり、農地も約20年休耕となり、住宅、農地共に相続したか、遠隔地に住んでいる為、管理が不十分又は負担となるため、今回隣接する中古住宅と共に農地も一緒に譲渡することとしたとのことでした。

譲受人は現在旧徳山市内に居住しており、熊毛地区において自動車整備業、板金塗装等の自営業者です。居住地と離れているため家族の駐車場も

無く、不便であったとのこと。今回手ごろな中古住宅が近くに見つかったため、引っ越しを決めたそうです。長年耕作していない隣接する農地も一緒に購入し、家族4人分の駐車場の確保と、代車の保管、自動車部品置場として使用したいとのこと。

申請地は隣接する住宅横の進入路のみで、他の進入路はありません。その為非常に農地性の低いもので、周辺農地に与える影響も無いと思われます。提出書類も完備していて、問題ないと思われます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第13号、番号3番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第13号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号4番をご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良い申請地を購入し、パネル設置面積535.14平方メートル、パネル枚数324枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、高齢により管理することが困難となってきたため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、太陽光発電事業による長期安定型の事業収益確保を図ろうとするものです。

申請地は、湯野支所から南へ約760メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番 弘中委員

12番の弘中です。

議案第13番4号、去る3月29日、事務局と申請地を確認いたしました。

譲渡人、譲受人双方とは所有権移転の確約がなっておることを確認したものであります。

これが設置にあたってはですね、周辺を取り巻く農業用の農地、農業用水路水系等、こういったものに対する悪影響はないものと確認をされます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第13号、番号4番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

藤原委員

第14番 藤原委員

詳しい事は良く分からないんですけど、単純に考えて1番の案件と4番、5番、6番の案件を比べてみたら、農地の面積が1番と4番、5番は二分の一なんですけど、設置するパネルの数は4番、5番は四分の一くらいの数になるんですけど、それから考えて4番、5番、6番は本当にこれだけの面積が必要なのかどうかというのが単純な疑問なんですけど、太陽

光発電を行うにあたって、パネルの設置と面積との関係についての何か基準というか制限的なものはあるのでしょうか。

ただ何もそういったものはなしで、広い面積でも適当に割り当てて、あまり1番は結構詰まっている感じがするんですけど、4番、5番、6番は結構間があいて置かれているんですけど、こういったものに関する何かあるのかなと思ひまして。

議長（山下会長）
杉岡事務局次長

事務局

分かる範囲でお答えしたいと思います。

こういうものはですね、建ぺい率というものがございます。

4番については建ぺい率が22パーセントになっています。

また、詳しいところはですね、設置に関しては建ぺい率を基に各業者が決めて参ります。

ですから、22パーセントの場合はですね、若干ちょっと広い面積とかなってくると思ひます。

議長（山下会長）
第14番 藤原委員

藤原委員

ちなみに5番、6番は。

議長（山下会長）
時重次長補佐

事務局

先程の補足なんですけど、建ぺい率22パーセントを満たすほかにも、たとえば変形地の場合ですね、使いにくい細いところとかは建ぺい率の計算から除外しますし、同じく日陰となっているような、段差のある部分についても除外するようになっています。

それから農地転用はあくまで最低限という趣旨ですので、そういった土地でも空き地が極端に広がるような場合は認めておりませんので、いずれの条件についても適応している場合について認めております。

以上です。

議長（山下会長）

他にご質問はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号、番号4番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第13号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号、番号5番及び番号6番ですが、申請人が同一で土地も隣接していますので、一括議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

番号5番及び番号6番を一括してご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、番号5番は、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良い申請地を購入し、パネル設置面積538.77平方メートル、パネル枚数244枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

番号6番は、番号5番の進入路として、使用貸借で申請されています。

譲渡人は、高齢で遠方でもあり、今後の管理が困難なため、番号5番は、譲受人へ譲り渡し、番号6番は、貸し出すものです。

譲受人は、太陽光発電事業による長期安定型の事業収益確保を図ろうとするものです。

申請地は、鹿野総合支所から南へ約680メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

15番の松田です。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第15番 松田委員

3月27日にですね、事務局3名と私と、4名で現地を確認に行きました。

この土地はですね、水の関係がものすごい辛い土地なんですよ。それと同時に譲渡人自体がですね、下松から鹿野まで通って田を作られていたという関係で、本人からすればですね、もう疲れたと言われたんですね。疲れて田をこれ以上、水が辛い状態の中で、水を何回も見に下松から鹿野まで上がってくるのは疲れたので、悪いけど手放すんだという話をされました。僕も、それ以上手放すなどちょっと言えないんで、了解をしたところなんです。内部的にですね、水がもらえないような土地なんです、2反はですね。

ただパネルの面積がちょっと少ないかなという感じがあったのですが、それはまあハッキリ言って反対側が何て言うんですかね、擁壁が組んであってその辺に近づけない、建設ができないからパネル自体がですね、ちょっと数が少ないかなという感じはいたしました。

以上です。よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第13号、番号5番及び番号6番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号、番号5番及び番号6番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第13号、番号5番及び番号6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号、番号7番及び番号8番ですが、申請人が同一で土地も隣接していますので、一括議題といたします。

杉岡事務局次長

事務局より議案の説明をお願いします。

番号7番及び番号8番を一括してご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、番号7番は、番号8番の管理自動車の駐車場として、番号8番は、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良い申請地を購入し、パネル設置面積1,358平方メートル、パネル枚数700枚を設置するもので、発電出力は140キロワットです。

譲渡人は、何れの農地も管理が困難なため、譲受人へ譲り渡すものです。

譲受人は、太陽光発電事業による長期安定型の事業収益確保を図ろうとするものです。

申請地は、熊毛総合支所から北東へ約1.1キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当いたします。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番 笠井委員

17番の笠井です。

関連議案ですが8番の方から説明した方がいいので8番の方から説明します。

去る、3月23日事務局と一緒に現地の確認調査をし、申請人とは電話にて意思確認いたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明の通りで間違いありません。

申請地は以前は水稻を耕作されていましたが、ご主人が亡くなられてからは、ここ2、3年休耕管理をされてきました。高齢であることから、今後管理も困難となることから、譲渡を考えていたところ、譲受人から商談を受け、譲渡を決めたとのことでした。

譲受人は売電事業を営む売電業者さんです。太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく、用地を探していたところ、譲渡人の所有する土地がそれに適していたため、これを譲り受け、太陽光発電事業を行うとのことでした。

太陽光パネル700枚を設置し、140.0キロワットの発電設備です。

提出書類も完備し、問題ないと思われます。

続きまして、第7番について説明させていただきます。

この3月23日事務局と一緒に、先ほどの8番の議案と一緒に、確認をいたしました。

これも申請内容については事務局の説明の通りで間違いありません。

申請地は写真のように、議案第8番の農地の市道を挟んだ向かい側に位置し、約60平方メートルの狭小の農地で黒マルチが全面に敷いて管理されていました。

申請内容については、議案第8番の太陽光発電設備を管理する管理自動車の駐車スペースとして、あるいは資材置き場として、譲り受けるとのことでした。

譲渡人、譲受人共に第8番と同一の為、説明は省略します。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第13号、番号7番及び番号8番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議長（山下会長）

議案第13号、番号7番及び番号8番について、採決を行います。
許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第13号、番号7番及び番号8番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第14号「農地法第3条第1項に規定する許可を要する農地等に係る買受適格証明について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

4ページの議案第14号、番号1番です。

農地法第3条第1項に規定する許可を要する農地等についての買受適格証明願いがありましたので、買受人となった場合は、農地等の権利移動の許可が得られるものであることを証明することについて、ご審議をお願いするものです。

所在、地目は、記載のとおりで、1筆の651平方メートルでございます。

譲受人は、農地所有適格法人の常時従事者であり、譲り受けた農地をその法人に貸し付けるものです。

以上でございます。

議長 (山下会長)

ただ今の議案第14号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号について、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第14号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第15号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

5ページの議案第15号は、第21区の農地利用最適化推進委員の欠員が生じたため、令和3年2月1日から2月26日の概ね1ヶ月間、公募を行いましたところ、1人の応募者がございましたので、3月10日に周南市農地利用最適化推進委員評価委員会を開催し、候補者の評価を行ったところです。

農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することとなっておりますことから、本議案において、お諮りするものです。

農地利用最適化推進委員候補者の氏名等につきましては、記載のとおりで、委嘱期間は、本日から令和5年7月23日までとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第15号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第15号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第15号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第16号「令和3年度周南市農業委員会事業計画の策定について」を議題といたします。

それでは、私から提案の説明を申し上げます。

6ページの議案第16号は、別紙1のとおり、令和3年度周南市農業委員会事業計画（案）をまとめましたので、本事業計画を策定することにつ

きまして、ご審議を求めるものです。

別紙1では、先月の協議会でお配りしたものからの修正箇所を青色で示しています。

最初に、全体の構成がわかるように目次を設けました。

本文は3ページから始まりますが、3ページでは、本市の農業及び農業者の公的代表機関として事業展開するにあたっての基本方針及び6つの事業方針を述べ、重点事項として、(1)農地等の利用の最適化の推進、(2)農地法等の適正執行、(3)農業委員会組織の体制整備と活動強化の3項目を掲げています。

4ページ、5ページは、会議の開催・出席として総会の日程等の組織運営に関することを記載しています。

6ページから12ページが、メインの活動計画で、先にお伝えした基本方針、事業方針の下、(1)農地等の利用の最適化を推進する活動、(2)農地法等関係活動、(3)組織活動、(4)研修活動、(5)情報提供活動、(6)日常活動、(7)その他の活動の7つの活動を実行する計画としています。

最後の13ページには、年間活動計画表として主要業務のスケジュールを記載し、全体として「事業計画」としております。

以上でございます。

ただ今の議案第16号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

山崎委員

ちょっと質問します。

この事業計画ですか、普通、組織の中で事業計画を立てるときはですね、予算もセットになっていると思うんですよ。事業計画イコール予算ということで、この事業計画の中に色々と今からやろうとしている事業について、計画の中で予算が全然見えないと、どういう状態になっているか。

農業委員会の予算を見ますとね、まあ皆さん見てもらったらすぐ分かるようにですね、前年と対比して減額になっているんですよ、少なくなって

第16番 山崎委員

いると、そういうところから見てもね、これは単なるね、これ私単純に考えて単なる事業計画かどうか、普通、事業計画を立てる場合はですね、予算とセットになっているんですよ。

この事業計画を推進するためにはこういう予算が伴うと、いうことからね、普通そうになっているのがね、これは全然それがそうっていないと、これは総会の席で説明がないと単なるね、事業計画かどうか、そのあたりを詳しく説明して欲しいということですよ。

議長（山下会長）

まず予算を伴うかどうかという話なんですけど、これは既定の予算の中でやっていけるという風には考えております。

例えば6月の時に、目標達成に向けた活動計画なんかもですね、農業委員会としては作っていると思いますけれども、それに対する予算が別にある訳でもないというか、そこで予算の審議をしている訳でもないですし、これは精神的なものもありますし、全体の進め方というか、私は農業委員になったときに、全体がつかめなかったもので、他市を見ますと事業計画をきちんと作って、事業報告もする、他市の農業委員会も作っておりますので、こういうスタイルで全体を示して、それに向かって取り組んでいこうということで、この事業計画を作った訳です。

通常の、何とか会の事業計画とか予算とかという訳ではなくて、農業委員会の場合は、この後で農業委員会の予算ということで報告がありますが、それとは別に特別に予算がいる訳ではないと考えております。

山崎議員

第16番 山崎委員

例えばですね、研修活動とかその中で、リーフレットの配付とかね、デジタルとか何かね、IT関係のものが出ていたと思うんですよ。

そういったことにね、取り込んでいこうと言う事であればね、予算というものが必要ではなかろうかと。

私が言いたいのは、こういう事業計画をね、立てるにあたってはね、予算とセットで出すべきではなかろうかと。

そこまで急いでこれを出す必要があるかどうかということなんです。

現にね、同じことを繰り返すようですが、予算がね、前年に対して少な

くなっているでしょう。そういったことから考えるとね、ちょっとどうかのという、事業計画が先行しているように思えてなるのですよ。

以上です。

議長（山下会長）

図書についてはですね、今まで皆さんも色々なパンフレットや資料を常に受け取られていると思いますから、その分で別段特別な予算がいるという訳ではないと思います。

デジタル化の推進については、今後の検討課題と言う事で書かれておりますけれど、もし、これで検討した結果、例えば総会でタブレットが必要という事になれば、市当局に予算措置をお願いしなければならないと考えております。

以上です。

弘中委員

第 17 番 弘中委員

17番の弘中ですが、事業計画を年度始めに示されて、皆さん方に提案されていくこと、これは確かに長い農業委員会の総会の歴史の中でも初めてののような気がします。

従って、こういう風に年中行事が運用されるものでありますよということも農業委員会の皆さん方にも確認をして頂こうという趣旨の提案だと思いますので、大変結構なことではないかと思えます。

以上です。

議長（山下会長）

事務局

杉岡事務局次長

先程の予算のこと、ご意見いただきましてありがとうございます。

資料としては、別紙3に予算がありますが、事務局の中で確認しましたところ、減った理由としましては、職員の人件費の部分と、通信運搬費の所ではないかということをございまして、職員につきましては、職員構成が変更したことによるもので、これにつきましては、また後日、正確なところを確認させて頂きまして、資料を送らせて頂けたらと思えますので、どうかよろしくお願ひします。

議長（山下会長）

その他ご質問はありますか。

藤原委員

第 14 番 藤原委員

ちょっとわからなかったのが、9 ページの 3 行目に農業及び農業者の代表機関と書いてあったんですが、農業の代表機関なんですか、農業の代表機関であり農業者の代表機関。

議長（山下会長）

そういうことです。

公的な代表ということで、法律の方もそうですし、例えばですね、表紙の裏面に農業委員会憲章があって、その 1 番に農業委員会は農業・農村の代表として云々となっておりますから、普通に言われていることはそういうことになります。

藤原委員

第 14 番 藤原委員

代表機関と書いてあります。

議長（山下会長）

農業委員会は機関ですね、機関は間違いございません。

藤原委員

第 14 番 藤原委員

農業の代表機関なんですか。

議長（山下会長）

他にも言葉尻でとらえると難しんですけど。

藤原委員

第 14 番 藤原委員

農業・農村を守るというのは分かりますけど。

議長（山下会長）

事務局

杉岡事務局次長

言葉に限ってご説明させて頂ければと思うんですけど、農業委員会憲章に、農業・農村の代表としてとありますように、農業の代表ということはすんなりご理解ご理解いただけると思います。

それで機関というのは、ある意味行政的なところなんですけど、例えば市長部局であれば市長が代表機関といいます様にある意味組織的に使われることが多くあります。ですから、そういうことで読んでいただければなというところがあります。

どうかご理解いただけたらと思います。

議長（山下会長）

その他ご質問はありませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思っております。

そのことを踏まえ、議案第16号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第16号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第17号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

7ページから8ページの報告第17号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は5件ございました。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長 (山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第17号を終わります。

続きまして、報告第18号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

9ページの報告第18号は、市街化区域内にある農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長 (山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第18号を終わります。

続きまして、報告第19号「農地法第5条第1項第7号の規定による農

地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

10ページから12ページの報告第19号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するための権利を取得するもので、許可は不要とされています。今回は11件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第19号を終わります。

続きまして、報告第20号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

13ページの報告第20号は、農地法施行規則第53条第5号に定める市が行う河川災害復旧工事のための転用で、許可は不要とされ、農業委員会に文書を提出することになっています。今回は2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第20号を終わります。

続きまして、報告第21号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

14ページの報告第21号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」の農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされてい

るもので、今回は6件です。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第21号を終わります。

続きまして、報告第22号「現況が農地でないことの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

15ページから16ページの報告第22号は、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする方からの申請に基づき証明をするもので、今回は10件です。

内容は記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第22号を終わります。

続きまして、報告第23号「贈与税の納税の猶予に関する適格者証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

17ページの報告第23号は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税の猶予に関する適格者証明願いで、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により適格者である旨を証明いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第23号を終わります。

続きまして、報告第24号「相続税の納税の猶予に関する適格者証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

18ページの報告第24号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税の猶予に関する適格者証明願いで、今回は4件です。

内容は記載のとおりで、現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により適格者である旨を証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第24号を終わります。

続きまして、報告第25号「周南市内の農地賃借料情報について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

19ページの報告第25号は、農地法第52条の規定により周南市内の農地の賃借料情報を別紙2のとおり、取りまとめましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第25号を終わります。

続きまして、報告第26号「令和3年度周南市農業委員会予算について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

20ページの報告第26号は、令和3年度周南市予算が成立しましたので、別紙3のとおり、周南市農業委員会の予算について、ご報告いたしま

議長（山下会長）

す。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第26号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第4回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前11時18分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年4月9日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 有 馬 俊 雅

委 員 藤 井 孝